



平成 21 年 5 月 14 日

各 位

会社名 トーヨーカネツ株式会社
代表者名 取締役社長 水上 健
(コード番号 6369 東証 第一部)
問合せ先 取締役上席執行役員経理部長 藤吉 昭二
(TEL. 03-5857-3333)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 21 年 5 月 14 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 21 年 6 月 26 日開催予定の第 101 期定時株主総会に付議することを決議致しましたので、下記の通りお知らせ致します。

記

1. 変更の理由

「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成 16 年法律第 88 号、以下「決済合理化法」という。)が平成 21 年 1 月 5 日に施行されたことに伴い、現行定款に以下の通り変更を行うものであります。

- (1) 決済合理化法附則第 6 条の定めにより、当社は株券電子化の施行日(平成 21 年 1 月 5 日)において株券を発行する旨の定款の定めを廃止する定款変更の決議がされたものとみなされておりますので、現行定款第 9 条(株券の発行)を削除し、併せて株券に関する文言の削除及び修正を行うものであります。
- (2) 決済合理化法附則第 2 条により、「株券等の保管及び振替に関する法律」(昭和 59 年法律第 30 号)が廃止されたことに伴い、現行定款のうち実質株主及び実質株主名簿に関する文言の削除及び修正を行うものであります。
- (3) 株券喪失登録簿は、決済合理化法施行日の翌日から起算して 1 年を経過する日まで、これを作成して備え置くこととされているため、附則に所要の規定を設けるものであります。
- (4) 株式取扱規則において、株主の権利行使に際しての手續等について定めていることを明確にするため、変更を行うものであります。
- (5) その他、必要な規定、条数の繰上げ及び文言の加除、修正等所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、以下の通りであります。

(下線部分に変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
第 2 章 株 式	第 2 章 株 式
(株券の発行) 第 9 条 当社は、株式に係る株券を発行する。 2. 前項の規定にかかわらず、当社は単元未満株式に係る株券を発行しない。但し、株式取扱規則に定めるところについてはこの限りでない。	(削除) (削除) (削除)
(単元未満株式についての権利) 第 10 条 当社の株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 (1) 会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利 (2) 取得請求権付株式の取得を請求する権利 (3) 募集株式又は募集新株予約権の割当てを受ける権利	(単元未満株式についての権利) 第 9 条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 (1) 会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利 (2) 取得請求権付株式の取得を請求する権利 (3) 募集株式又は募集新株予約権の割当てを受ける権利

<p>(株式取扱規則) 第 11 条 <u>当会社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</u></p> <p>(株主名簿管理人) 第 12 条 当社は、株主名簿管理人を置く。 2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。 3. <u>当会社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)、株券喪失登録簿及び新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿、株券喪失登録簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、单元未満株式の買取りその他株式並びに新株予約権に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを扱わない。</u></p> <p>第 13 条～第 42 条 (条文省略)</p> <p>(新設) (新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>(株式取扱規則) 第 10 条 <u>株主名簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、单元未満株式の買取り、その他株式又は新株予約権に関する取扱い及び手数料、株主の権利行使に際しての手續等については、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</u></p> <p>(株主名簿管理人) 第 11 条 当社は、株主名簿管理人を置く。 2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。</p> <p>(削除)</p> <p>第 12 条～第 41 条 (条数繰上げ)</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>第 1 条 <u>当会社の株券喪失登録簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株券喪失登録簿への記載又は記録に関する事務は株主名簿管理人に取扱わせ、当社においては取扱わない。</u></p> <p>第 2 条 <u>当会社の株券喪失登録簿への記載又は記録は、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</u></p> <p>第 3 条 <u>本附則第 1 条乃至本条は、平成 22 年 1 月 6 日をもってこれを削除する。</u></p>
---	---

3. 日程

定款変更のための定時株主総会開催予定日	平成 21 年 6 月 26 日
定款変更の効力発生日予定日	平成 21 年 6 月 26 日

以 上